

## 令和5年度大船渡市中小企業等事業継続緊急支援金支給要綱

### (目的)

第1 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少に加え、エネルギー類の価格高騰の影響を受けている大船渡市内（以下「市内」という。）の中小企業者等の事業継続を支援するために、予算の範囲内で、大船渡市補助金等交付規則（平成13年大船渡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱により支援金を支給する。

### (定義)

第2 この要綱において、中小企業者等とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者（ただし、ゴム製品製造業及びソフトウェア業又は情報処理サービス業並びに旅館業にあっては、中小企業支援法施行令（昭和38年政令第334号）第1条の規定による。）及び次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 資本の額又は出資の総額が3億円以下の法人及び組合並びに常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び組合であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第7号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- (2) 資本の額又は出資の総額が1億円以下の法人及び組合並びに常時使用する従業員の数が100人以下の法人及び組合であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (3) 資本の額又は出資の総額が5千万円以下の法人及び組合並びに常時使用する従業員の数が100人以下の法人及び組合であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (4) 資本の額又は出資の総額が5千万円以下の法人及び組合並びに常時使用する従業員の数が50人以下の法人及び組合であって、小売業及び飲食業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (5) 資本の額又は出資の総額が3億円以下の法人及び組合並びに常時使用する従業員の数が900人以下の法人及び組合であって、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- (6) 資本の額又は出資の総額が3億円以下の法人及び組合並びに常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び組合であって、ソフトウェア業又は情報処理サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (7) 資本の額又は出資の総額が5千万円以下の法人及び組合並びに常時使用する従業員の数が200人以下の法人及び組合であって、旅館業に属する事業を主たる事業として営むもの

2 次のいずれかに該当する者は、中小企業者等以外の扱いとする。

- (1) 資本の額及び出資の総額並びに従業員数が前項に定める要件を満たさない者（以下「大企業」という。）が発行済み株式の総額又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者
  - (2) 発行済み株式の総額又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している者
  - (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める者
- （支援金の支給基準）

第3 支給対象者及び支給金額は、別表第1の支給基準のとおりとする。

（支援金の支給申請）

第4 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大船渡市中小企業等事業継続緊急支援金支給申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 岩手県の中小企業者等事業継続緊急支援金支給決定通知書（令和4年度事業又は令和5年度事業）の写し
- (2) 誓約書（別紙1）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 支援金の申請は、同一の中小企業者等につき1回とする。

（支援金の支給決定等）

第5 市長は、支援金の支給の申請があったときは、その内容を審査し、支援金の支給の可否について、大船渡市中小企業等事業継続緊急支援金支給決定通知書（様式第2号）又は大船渡市中小企業等事業継続緊急支援金不支給決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給の決定を申請者に通知したときは、当該通知をした日に申請者から請求があったものとみなして、支援金を支給するものとする。

（申請の取下期日）

第6 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、申請者が支援金の支給決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（支給決定の取消）

第7 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の支給決定を取り消すことができる。

- (1) 第3に定める支給基準を欠くに至ったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の行為により支援金の支給を受けたとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により、支援金の支給決定を取り消した場合において、既に支援金が支給されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月26日から施行する。

別表第1（第3関係） 大船渡市中小企業等事業継続緊急支援金支給基準

項目	基準
支給対象者	<p>以下の(1)から(9)までの全てを満たすこと。</p> <p>(1) 市内に事業所を有する中小企業者等であること</p> <p>(2) 岩手県の中小企業者等事業継続緊急支援金（以下「県支援金」という。）（令和4年度事業又は令和5年度事業）の支給決定を受けていること</p> <p>(3) 事業継続の意思があること</p> <p>(4) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人でないこと</p> <p>(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと</p> <p>(6) 暴力団でなく、又その構成員が暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していないこと</p> <p>(7) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体でないこと</p> <p>(8) 関係法令を遵守していること</p> <p>(9) 市の類似した支援金等（「大船渡市原油価格高騰対策運輸事業者支援金」、「大船渡市製氷販売価格高騰対策事業費補助金」及び「大船渡市民間保育所等給食費負担軽減事業費補助金（ただし、「大船渡市民間保育所等物価高騰対策支援金」を受給していない場合に限る。）」を除く。）の支給を受けていないこと又は受ける予定がないこと</p>
支給金額	<p>&lt;算定方法&gt;</p> <p>県支援金の支給決定額と同額を支給する。</p> <p>法人等15万円、個人事業者7.5万円を定額支給。</p>

備考

- 1 令和5年6月1日までに事業を開始し、売上及び仕入等の取引を行っていること。
- 2 別表第1の支給対象者(6)において「暴力団」及び「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に定めるものをいう。